

にいがた民商

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141

21年6月14日

新潟市パークション設置促進事業補助金

補助金額	1,5万円
対象者	市内の飲食店
対象経費	アクリル板、ビニールカーテンなど
対象期間	令和3年4月1日～6月30日の間に購入したもの
必要書類	①申請書 ②営業許可書の写し ③領収書の写し ④設置した事がわかるカラー写真 ⑤通帳の写し
受付期間	6月30日まで

新潟県事業継続支援金（飲食関連事業者）

給付金額	20万円（複数店舗経営は40万円）
対象者	県内の飲食店に商品・サービスを提供している業者（食材等卸売業・タクシー・代行業等）
支給要件	令和2年1～2月～令和3年8月までの期間で売上が2ヶ月連続して20%以上減少（前年同月比）
必要書類	①申請書・誓約書 ②申告書の写し ③売上の減少がわかる書類 ④本人確認書類の写し ⑤通帳の写し ⑥飲食店との取引が確認できる書類の写し ⑦事業に必要な許認可等の取得がわかる書類の写し
受付期間	9月30日まで

月次支援金

給付金額	法人・上限20万円（月） 個人・上限10万円（月）
対象者	①緊急事態、まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受けていること ②緊急事態措置などが実施された月のうち月間売上が2019年または2020年の同月比50%以上減少していること ③②を満たせば全業種が対象 ※時短給付金を受けた方は申請できません。
申請方法	②月次支援金HPで仮登録後、申請IDを取得
必要書類	①マイページで必要情報と書類を添付して申請 認書類 ②登録確認機関（銀行など）で事前確認を受ける ※新潟民商で事前確認を行なえる方を紹介します。 認書類 ③収受印のある申告書の控え ④通帳 ⑤宣誓・同意書 ※一時支援金を申請した方は事前確認を省略できます。 での各月の売上台帳 ④通帳 ⑤宣誓・同意書 受付期間
受付期間	4、5月分は8月15日まで



松本副会長は新型ウイルスでの駅前支部の活動を報告。「月1回の相談会を開催してきたが最初の参加は10名程度。継続する中で役員を中心に会外へも声掛けがすすみ、現在は月2回の相談会に毎回20名程度参加している」と支部中心の相談活動について話しました。

また黒井支部長は「昨年の支部総会で班の再編成について決議。毎月班会を開く班も生まれた。相談会や記帳会も毎月開催している。今後は要求解決だけにとどまらず、問題意識をもつて議論できる班・支部にしていきたい」と班支部づくりへの抱負を語りました。

最後に全ての議案を全会一致で採択。運動の前進のための決意を固め合った総会となりました。

日程

・総会起草委員会	6月17日（木）
・新潟民商婦人部総会	6月20日（日）
・統一行動週間	6月21日～27日

支部で開催された対策相談会開催

米山支部

米山支部役員会では地域の状況を話し合う中で、支部でも相談会を開催しようと意思統一。早速3日に駅南口ミセンにて開催しました。

食堂を営む会員らが参加し、松本副会長の説明を受けながら各支援金の申請書を作成。添付書類の確認を行ないながら無事完成し、ホッとする姿が見られました。しかし給付されてもすぐに支払いに充てなければならぬことに憤りを募らせていました。

その後はプロジェクトを用いて新潟市パーティション設置促進事業補助金申請書記入の仕方や国の月次支援金の要項等を解り易く説明し、参加者皆は積極的に質問していました。

山口支部長からは、「支援金等の種類が多くあるので、情報を整理し注意深く会内外への周知をしていこう」との発言がされ、支部役員の岡崎さんからは「飲食・飲食関連以外での事業者もコロナ禍による影響で売上減少している、支援対象範囲を広がるべき」との訴えもされました。

どんどん支援金を活用しよう!

中央ブロックコロナ関連相談会

中央ブロックでは7日に民商会館で相談会を開催。会外1名を含む6名が参加し、野上会長と松本副会長を中心に行いました。

市の飲食店支援金・拡大防止協力金・パーティション補助金、県の事業継続支援金（飲食関連事業者）に国・月次支援金と見事に要求が分かれ、国の一時支援金の延長をした方も確認に来ていました。パーティションは告知前に費用をかけないよう工夫して自分で作り、1万円に満たない方も多くみられました。

ようやく飲食店に対しても商品・サービスを提供している業者も対象となる支援金も創設。令和2年11月30日以前に2回以上取引している内容が確認できる書類（納品書、領収書）が必要です。月次支援金は一時支援金を申請した方は、事前確認が不要。

2021年の対象月の売上台帳と宣誓・同意書を添付するだけです。

どんどん支援金を活用していくまじょう！



定期総会成功に向けて

婦人部理事会

婦人部では4日に民商会館で婦人部理事会を開き、15名が出席しました。今回の理事会では20日に開催される第43回定期総会の方針や活動報告等内容の確認がされました。全支部からの代議員の選出と参加目標50名にむけて奮闘することを意思統一しました。

仲間増やしの運動については部員数を44名増やすことを目標にし、各支部で婦人部対象者への入部の働きかけを強めることを確認。

それとともに「所得税第56条の廃止を求める請願」と「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」の二つの署名について訴えて集まることを、部員訪問とともに取り組むことも提起されました。

18日には、国会議員要請行動に取り組みます。新型コロナウイルス禍で影響を受けているすべての業者のための支援金制度の実施、所得税法56条の廃止、インボイス制度実施中止など要望を盛り込み対話します。



新潟民商婦人部第43回定期総会のご案内

日時 6月20日(日) 受付
午前10時
開会予定 午前10時30分
終了予定 午前12時

場所 割烹の宿 湖畔

中央区紫竹山7丁目5-13
TEL 247-3355

会費 2,500円

*懇親会は行いません。
お弁当をお渡します。

新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いします。
会場にアルコール消毒液を配置します。